

江東区中小企業研究開発補助金実施要領

平成7年6月13日

江地商発第63号

改正 平成11年7月27日

江地商発第77号

改正 平成18年8月10日

18江区経第468号

改正 平成29年6月29日

29江地経第491号

改正 令和3年4月1日

3江地経第245号

江東区中小企業研究開発費補助金交付要綱（平成7年5月23日江地商発第33号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付については、要綱によるほか、本実施要領に定めるところによる。

第1 審査の目的

本実施要領に基づく審査は、補助事業者及び区から独立した関係にある者を介することにより交付決定の公正を期するとともに、交付申請に係る研究開発の内容の評価について、専門的な知見を活用することにより適切性を担保し、以て本件補助金の効果的な運用を図ることを目的として行う。

第2 審査の委託

審査は、地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの研究員その他の技術・研究開発に関する専門的知見を有する者に委託して行う。

第3 審査の方法

- 1 審査は書類審査及び面接審査により行うものとする。
- 2 第2の規定による委託を受けた者（以下「審査員」という。）は、審査を行うに際し、申請者に対し審査に必要な資料の提示又は説明者の派遣を求

めることができる。

第4 審査項目及び審査内容

1 資格審査

要綱第3条に掲げる補助対象者であること。

2 技術審査

- (1) 要綱第4条に掲げる技術に該当していること。
- (2) 申請内容が年度内に完了する見込みのあること。
- (3) 既存の同種製品、技術に比べ次の項目で優秀であること。

ア 新規性（性能・品質・デザイン・技術）

イ 優秀性（付加価値の向上が認められるもの）

ウ 市場性（市場における対抗力・販路の拡張力）

エ 原理・構造・機能

オ 補助金の必要性と効果

第5 審査基準

- 1 審査は、一の申請につき、書類審査にあつては1名、面接審査にあつては2名以上の審査員をもって行う。
- 2 審査は、第4・2・(3)に掲げる各項目について、次の基準により採点して行う。

非常に優れている ―― 5点

優 れ て い る ―― 4点

普 通 ―― 3点

や や 劣 る ―― 2点

劣 る ―― 1点

第6 補助対象候補者の選定基準

補助対象候補者は、書類審査及び面接審査の結果に基づき、次の基準により選定するものとする。

- 1 同一申請者に対する当該年度の採択件数は、1件を限度とする。
- 2 補助対象となる研究開発が、申請時点において既に完了していると認められるものは補助対象としない。
- 3 申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合は、補助対象と

しない。

4 機械、器具等の購入が主たる目的の申請と認められるものは、補助対象としない。

5 本件補助金の交付申請の対象と同一の研究開発に係り、他の補助金の交付申請がなされているものについては、補助対象としない。

6 判定区分は、書類審査及び面接審査における採点の合計点に応じ、次のとおりとする。ただし、書類審査における採点の合計点が11点に満たないものについては、面接審査を行うことなく、補助対象としない。

- | | |
|-----------------|----------------|
| A 満点の80%以上 | 補助対象とすることが適当 |
| B 満点の60%以上80%未満 | 補助対象とすることが概ね適当 |
| C 満点の60%未満 | 補助対象とすることが不適当 |

第7 補助対象者の決定

区長は、第6に定める基準による補助対象候補者のうちから、審査における採点結果の序列に従い、補助対象者を決定する。

第8 補助金査定基準

1 補助対象となる試作品及び製品の開発数量は、研究開発のために必要な最少数量とする。

2 補助対象経費は、研究開発に必要な最少経費とし、量産用経費、管理費等直接必要と認められない経費は対象としない。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。